

「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」における
資金不足比率を算定するための様式に関する記載要領
(公営企業関係／都道府県・市区町村・一部事務組合等共通)

基本的事項

算定団体

資金不足比率の算定対象は、都道府県、市町村、特別区、一部事務組合、広域連合、財産区等が経営する公営企業であって、令和6年3月31日までの決算があるものです。

用語の意義

本様式における用語の意義は、特段の定めがある場合を除いて、「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」（平成19年法律第94号）、「地方公共団体の財政の健全化に関する法律施行令」（平成19年政令第397号）及び「地方公共団体の財政の健全化に関する法律施行規則」（平成20年総務省令第8号）の定めるところによります。

会計区分

1 一般会計等

「一般会計等」とは、地方公共団体が設置する会計のうち、一般会計と、次の2と3のいずれにも属さない特別会計の総称であり、「地方財政状況調査」（決算統計）における「普通会計」に相当するものです。一般会計等は、次の①と②の会計を合わせたものです（「（参考）会計区分のイメージ」のピンク色の部分です。）。

① 一般会計

この様式において「一般会計」とは、一般会計の実体そのものをいいます。すなわち、決算統計において行っているいわゆる想定企業会計の分別（一般会計において経理している公営事業に係る収支を一般会計と区分して特別会計において経理されたものとする取扱い）は、この様式において行わないので、留意してください。

② 一般会計等に属する特別会計

「一般会計等に属する特別会計」とは、地方公共団体が設置する特別会計のうち、次の2と3のいずれにも属さない特別会計をいいます。

（例）公債管理特別会計、母子寡婦福祉資金貸付事業特別会計 等

2 一般会計等以外の特別会計のうち公営企業に係る特別会計以外の特別会計

「一般会計等以外の特別会計のうち公営企業に係る特別会計以外の特別会計」とは、事業の実施に伴う収入をもって当該事業に要する費用を賄うべき事業に係る特別会計をいい、具体的には、次に掲げる事業に係る特別会計をいいます。ただし、地方公営企業法を適用していない事業に限ることに留意してください。（「（参考）会計区分のイメージ」の薄黄色の部分です。）。

①国民健康保険事業、②介護保険事業、③後期高齢者医療事業、④農業共済事業、⑤老人保健医療事業、⑥介護サービス事業、⑦駐車場事業、⑧交通災害共済事業、⑨公営競技に関する事業、⑩公立大学附属病院事業、⑪有料道路事業

3 公営企業会計

「公営企業会計」とは、法適用企業（地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号）の規定の全部又は一部を適用する企業）に係る特別会計及び法非適用企業（地方財政法（昭和 23 年法律第 109 号）第 6 条に規定する政令で定める公営企業（地方財政法施行令第 46 条参照）のうち法適用企業以外のもの）に係る特別会計の総称であり、具体的には、次に掲げる事業に係る特別会計をいいます（「（参考）会計区分のイメージ」の紫色の部分です。）。

なお、2 と 3 の会計を総称して「公営事業会計」と言います。

①水道事業、②簡易水道事業、③工業用水道事業、④交通事業（軌道事業、自動車運送事業、鉄道事業、船舶運航事業等）、⑤電気事業、⑥ガス事業、⑦港湾整備事業（埋立事業並びに荷役機械、上屋、倉庫、貯木場及び船舶の離着岸を補助するための船舶を使用させる事業に限る）、⑧病院事業（国民健康保険事業との区分は決算統計の例による）、⑨市場事業、⑩と畜場事業、⑪宅地造成事業（臨海土地造成事業、内陸工業用地等造成事業、流通業務団地造成事業、都市開発事業（土地区画整理事業及び市街地再開発事業）及び住宅用地造成事業）、⑫下水道事業（公共下水道事業、流域下水道事業、特定公共下水道事業、特定環境保全公共下水道事業、農業集落排水施設事業、漁業集落排水施設事業、林業集落排水施設事業、簡易排水施設事業、小規模集合排水処理施設事業、特定地域生活排水処理施設事業及び個別排水処理施設事業）、⑬観光施設事業（休養宿泊施設事業、索道事業及びその他観光施設事業）及び⑭その他法適用企業に係る事業（法適用の介護サービス事業、法適用の駐車場事業、法適用の有料道路事業等）

4 一つの特別会計において 1 ～ 3 の事業の収支を併せて経理している場合の会計区分

複数の事業を一つの特別会計において経理している場合も、必ず特別会計単位で算定し、それぞれの事業に係る歳入歳出の決算規模により、主として 1 ～ 3 のいずれの会計区分に該当するものであるかを判断してください。

なお、歳入歳出の決算規模が均衡しているなどの理由により、上記の判断が困難な場合については、1 と 2 に係る収支を併せて経理している場合は 1 の会計区分と、1 又は 2 と 3 に係る収支を併せて経理している場合は 3 の会計区分としてください。

その他

- 1 本算定様式において使用する金額の単位は、特段の定めがある場合を除いて、千円単位としてください。
- 2 算定様式中、黄色に色塗りされている箇所に記入してください。色塗りされていない箇所に記入する必要はありませんが、事業区分等に応じて黄色に色塗りされますので、黄色に色塗りされた箇所には記入してください。水色に色塗りされている箇所には、計算式が入力されています。

(参考) 会計区分のイメージ

一般会計等	1①. 一般会計		実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率
	1②. 一般会計等に属する特別会計	公債管理 母子寡婦福祉資金貸付 勤労者福祉共済 その他事業			
公営事業会計	2. 一般会計等以外の特別会計のうち 公営企業に係る特別会計 以外の特別会計	① 国民健康保険	資金不足比率(会計ごとに算定)	連結実質赤字比率	準元利償還金の対象会計(このほか組合等の会計を含む)
		② 介護保険			
		③ 後期高齢者医療			
		④ 農業共済			
		⑤ 老人保健医療			
		⑥ 介護サービス			
		⑦ 駐車場			
		⑧ 交通災害共済			
		⑨ 公営競技			
		⑩ 公立大学附属病院			
		⑪ 有料道路			
公営企業会計	3. 公営企業に係る会計 (地公企法を適用する事業 又は 地財令第46条の事業)	① 水道事業	資金不足比率(会計ごとに算定)	連結実質赤字比率	準元利償還金の対象会計(このほか組合等の会計を含む)
		② 簡易水道			
		③ 工業用水道			
		④ 軌道			
		④ 自動車運送			
		④ 鉄道			
		④ 船舶運航			
		⑤ 電気			
		⑥ ガス			
		⑦ 港湾整備			
		⑧ 病院			
		⑨ 市場			
		⑩ と畜場			
		⑪ 宅地造成			
		⑫ 下水道	資金不足比率(会計ごとに算定)	連結実質赤字比率	準元利償還金の対象会計(このほか組合等の会計を含む)
		⑬ 観光施設			
		⑭ その他法適用事業			

個別説明

共通事項

- 1 「地方公共団体コード」の欄には、都道府県、市区町村、一部事務組合等の地方公共団体コード（6桁）を記入してください。
 - 2 「地方公共団体コード」欄を入力すると、「都道府県名」の欄には、都道府県名が自動的に記入されます。
 - 3 「地方公共団体コード」欄を入力すると、「市区町村名等」の欄には、市区町村名、一部事務組合名等が自動的に記入されます。都道府県分については「県分」（都道府県であっても県分）と自動的に記入されます。
 - 4 「地方公共団体コード」欄を入力すると、「団体区分」の欄は、リストから該当するものが自動的に記入されます。
 - 1 都道府県 2 政令市 3 市 4 特別区 5 町村
 - 6 組合等（都道府県が加入するものに限る。） 7 組合等（6.以外のもの）
 - 5 「標準財政規模 x」の欄には、決算統計における「標準財政規模」の額を記入してください（一部事務組合等にあつては、記入不要です。）。
 - 6 「特別会計名」の欄には、一般会計等以外のすべての特別会計の名称を特別会計ごとに記入してください（複数の事業を1の特別会計で経理している場合においても、必ず特別会計単位で記入してください。）。その際、法適用企業については上段に、法非適用企業については中段に、公営企業に係る特別会計以外の特別会計については下段に、それぞれ記入してください。
 - 7 「事業区分」の欄は、リストから、各特別会計において主として行う事業を選択してください。
 - 8 「宅造区分」の欄は、公営企業に係る特別会計について、リストから該当するものを選択してください。
 - 1 公営企業に係る特別会計（宅地造成事業を行っている（＝販売用土地を保有している）ものを除く。）
 - 2 宅地造成事業以外の事業と併せて宅地造成事業を行う公営企業に係る特別会計
 - 3 宅地造成事業のみを行う公営企業に係る特別会計
- ※ 宅地造成事業を行っていた（＝販売用土地を保有していた）が、現在は宅地造成事業以外の事業も宅地造成事業も行っていない（＝販売用土地を保有していない）公営企業に係る特別会計については、「3 宅地造成事業のみを行う公営企業に係る特別会計」を選択すること。

2①表 公営企業会計に係る資金不足額等

法適用企業

◆資金の不足額／資金の剰余額の算定方法

○ 宅地造成事業を行っていない場合

【算式】＜資金の不足額、資金の剰余額（負数表示）＞

$A + B - C - (-D)$

A：流動負債の額－控除企業債等－控除未払金等－控除額*－PFI 建設事業費等

✓流動負債の額：令和5年度決算における流動負債の額

✓控除企業債等：令和5年度決算において貸借対照表の流動負債に計上されている企業債及び他の会計からの長期借入金で、建設改良費等に充てるためのものの額

✓控除未払金等：令和5年度決算において貸借対照表に計上されている一時借入金及び未払金のうち、建設改良費に係るものであって、その支払財源に充てるために令和6年度において地方債を起こすこととしているもの又は他の会計からの長期借入金をするものとしての額

✓控除額：連結実質赤字比率の算定上、現金会計である他会計（一般会計又は法非適用会計等）との間で生じる重複額（2(1)④参照）

✓PFI 建設事業費等：令和5年度決算において貸借対照表の流動負債に計上されている民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律第2条第4項に規定する選定事業に係る経費の支出予定額のうち、公共施設又は公用施設の建設事業費及び公共用若しくは公用に供する土地又はその代替地としてあらかじめ取得する土地の購入費（当該土地に関する所有権以外の権利を取得するために要する経費を含む。）に係るものの額

B：算入地方債の現在高

✓算入地方債の現在高：建設改良費・準建設改良費（地方債に関する省令第12条及び附則第8条に規定するもの）以外の経費の財源に充てるために起こした地方債の令和5年度決算における残高から、当該地方債のうち流動負債として整理されているものの現在高を控除した額

C：流動資産の額－控除財源－控除額*

✓流動資産の額：令和5年度決算における流動資産の額

✓控除財源：令和5年度において執行すべき事業に係る支出予算の額のうち、令和6年度に繰り越した事業の財源に充当することができる特定の収入で、令和5年度に収入された部分に相当する額

✓控除額：連結実質赤字比率の算定上、現金会計である他会計（一般会計又は法非適用会計等）との間で生じる重複額（2(3)③参照）

D：解消可能資金不足額

($A + B - C > 0$ であれば算入。ただし、この場合において、 $A + B - C - D < 0$ となるときは $A + B - C - D = 0$ とする。)

○ 宅地造成事業を行っている場合

(宅地造成事業と併せてその他の事業を行っている場合を含む。)

【算式】＜資金の不足額＞

$A + B - C - (-D)$

A : $\boxed{\text{流動負債の額}} - \boxed{\text{控除企業債等}} - \boxed{\text{控除未払金等}} - \boxed{\text{控除額*}} - \boxed{\text{PFI 建設事業費等}} - \boxed{\text{土地前受金}}$

✓土地前受金：令和5年度決算に計上されている土地の売払代金としての前受金の額

B : $\boxed{\text{算入地方債の現在高}}$

C : $\boxed{\text{流動資産の額}} - \boxed{\text{控除財源}} - \boxed{\text{控除額*}} - \boxed{\text{土地評価差額}}$

D : $\boxed{\text{解消可能資金不足額}}$

($A + B - C > 0$ であれば算入。ただし、この場合において、 $A + B - C - D < 0$ となるときは $A + B - C - D = 0$ とする。)

【算式】＜資金の剰余額（負数表示）＞

$A + B - C + E$

A : $\boxed{\text{流動負債の額}} - \boxed{\text{控除企業債等}} - \boxed{\text{控除未払金等}} - \boxed{\text{控除額*}} - \boxed{\text{PFI 建設事業費等}} - \boxed{\text{土地前受金}}$

B : $\boxed{\text{算入地方債の現在高}}$

C : $\boxed{\text{流動資産の額}} - \boxed{\text{控除財源}} - \boxed{\text{控除額*}} - \boxed{\text{土地評価差額}}$

E : $\boxed{\text{地方債残高}} + \boxed{\text{他会計長期借入金}}$

✓地方債残高：販売用土地の取得、造成を行うために起こした地方債の令和5年度決算における現在高から、当該地方債のうち流動負債として整理されているものの現在高を控除した額

✓他会計長期借入金：宅地造成事業を行っている公営企業について、販売用土地の取得、造成を行うための他会計からの長期借入金の令和5年度決算における現在高から、当該長期借入金のうち流動負債として整理されているものの現在高を控除した額

($A + B - C < 0$ であれば算入。ただし、この場合において、 $A + B - C + E > 0$ となるときは $A + B - C + E = 0$ とする。)

*：A及びCの算式に含まれる「控除額」は連結実質赤字比率算入時のみ算定に用いるものであり、公営企業ごとの資金不足比率の算定には用いない。

◆事業の規模の算定方法

- 宅地造成事業を行っていない場合／宅地造成事業と併せてその他の事業を行っている場合

【算式】

$$\frac{S (+s) - T}{}$$

S : 営業収益の額 : 令和5年度決算における営業収益の額

s : 指定管理者の利用料金収入の額

(指定管理者(利用料金制)を導入している公営企業にあつては、指定管理者の利用料金の額を営業収益の額に加える。)

T : 受託工事収益の額 : 令和5年度決算における受託工事収益の額

- 宅地造成事業のみを行っている場合

【算式】

$$\frac{U + V}{}$$

U : 資本の額

✓ 資本の額 : 令和5年度決算における資本の額

V : 負債の額 + PFI 建設事業費等のうち流動負債に係るリース債務

✓ 負債の額 : 令和5年度決算における負債の額

✓ PFI 建設事業費等のうち流動負債に係るリース債務 : 令和5年度決算において貸借対照表の流動負債に計上されている PFI 建設事業費等のうち、リース債務に係るものの額

法非適用企業

◆資金の不足額／資金の剰余額の算定方法

○ 宅地造成事業を行っていない場合

【算式】＜資金の不足額、資金の剰余額（負数表示）＞

$$A + B - C - (D)$$

A：歳出額

✓歳出額：令和5年度決算における歳出総額

B：算入地方債の現在高

✓算入地方債の現在高：建設改良費・準建設改良費（地方債に関する省令第12条及び附則第8条に規定するもの）以外の経費の財源に充てるために起こした地方債の令和5年度決算における残高

C：歳入額－令和6年度に繰り越すべき財源

✓歳入額：令和5年度決算における歳入総額

✓令和6年度に繰り越すべき財源：継続費通次繰越額、繰越明許費繰越額、事故繰越繰越額、事業繰越額及び支払繰延額の合算額からこれらに係る未収入特定財源を控除した額

D：解消可能資金不足額

（ $A + B - C > 0$ であれば算入。ただし、この場合において、 $A + B - C - D < 0$ となるときは $A + B - C - D = 0$ とする。）

○ 宅地造成事業を行っている場合

（宅地造成事業と併せてその他の事業を行っている場合を含む。）

【算式】＜資金の不足額＞

$$A + B - C - F - (D)$$

A：歳出額

✓歳出額：令和5年度決算における歳出総額

B：算入地方債の現在高

✓算入地方債の現在高：建設改良費・準建設改良費（地方債に関する省令第12条及び附則第8条に規定するもの）以外の経費の財源に充てるために起こした地方債の令和5年度決算における残高

C：歳入額－令和6年度に繰り越すべき財源

✓歳入額：令和5年度決算における歳入総額

✓令和6年度に繰り越すべき財源：継続費通次繰越額、繰越明許費繰越額、事故繰越繰越額、事業繰越額及び支払繰延額の合算額からこれらに係る未収入特定財源を控除した額

F：土地収入見込額

✓土地収入見込額：販売を目的として所有する土地の価額（3(5)参照）

D：解消可能資金不足額

($A + B - C - F > 0$ であれば算入。ただし、この場合において、 $A + B - C - F - D < 0$ となるときは $A + B - C - F - D = 0$ とする。)

【算式】＜資金の剰余額（負数表示）＞

$$A + B - C - F + E$$

A：歳出額

B：算入地方債の現在高

C：歳入額－令和6年度に繰り越すべき財源

F：土地収入見込額

E：地方債残高＋他会計長期借入金

✓地方債残高：販売用土地の取得、造成を行うために起こした地方債の令和5年度決算における現在高

✓他会計長期借入金：宅地造成事業を行っている公営企業について、販売用土地の取得、造成を行うための他会計からの長期借入金の令和5年度決算における現在高

($A + B - C - F < 0$ であれば算入。ただし、この場合において、 $A + B - C - F + E > 0$ となるときは $A + B - C - F + E = 0$ とする。)

◆事業の規模の算定方法

- 宅地造成事業を行っていない場合／宅地造成事業と併せてその他の事業を行っている場合

【算式】

$$S' (+s) - T'$$

S'：営業収益に相当する収入の額：令和5年度における営業収益に相当する収入の額

s：指定管理者の利用料金収入の額

(指定管理者（利用料金制）を導入している公営企業にあつては、指定管理者の利用料金の額を営業収益に相当する収入の額に加える。)

T'：受託工事収益に相当する収入の額：令和5年度における受託工事収益に相当する収入の額

- 宅地造成事業のみを行っている場合

【算式】

$$U' + V'$$

U'：資本の額に相当する額：令和5年度の末日における資本の額に相当する額（3(9)参照）

V' : 負債の額に相当する額 : 令和5年度の末日における負債の額に相当する額 (3
(9) 参照)

＜参照 健全化法第2条第2号／第22条、政令第3条／第4条／第16条／第17条、省令第1条の2／第2条／第3条／第19条＞

1 共通事項

- (1) 「(7)解消可能資金不足額」には、「2②表 解消可能資金不足額」により算定した金額が自動的に記入されます。
- (2) 「(8)資金不足額・剰余額（連結実質赤字比率）」は連結実質赤字比率の算定に用いる額であり、資金不足額は負の値で表示されますが、「(9)資金不足額（資金不足比率）」は資金不足比率の算定に用いる額であり、資金不足額は正の値で表示されることに留意してください。

2 法適用企業

- (1) (1)の各列について、以下のとおり記入してください。
 - ① 「流動負債 a」の欄には、令和5年度決算における流動負債の額を、記入してください。
（地方公営企業法施行令第15条第2項において、「地方公営企業の負債は、固定負債、流動負債及び繰延収益に区分する。」とされていることに留意してください。）〔【参考】決算統計22表1行31列〕
 - ② 「控除企業債等 b」の欄には、令和5年度決算において貸借対照表の流動負債に計上されている企業債及び他の会計からの長期借入金で、建設改良費等に充てるためのものの額を、記入してください。〔【参考】決算統計22表1行32列＋同34列〕
 - ③ 「控除未払金等 c」の欄には、令和5年度決算において貸借対照表に計上されている一時借入金又は未払金で、建設改良費に係るものであって、その支払に充てるために令和6年度において地方債を起こすこととしているもの又は他の会計からの長期借入金をするものとしているものの額を、記入してください。〔決算統計 該当項目なし〕
 - ④ 「控除額 d」の欄には、連結実質赤字比率の算定上、現金会計である他会計（一般会計又は法非適用会計等）との間で生じる重複額として、次の(ア)及び(イ)の合算額を記入してください。〔決算統計 該当項目なし〕
 - (ア)令和5年度決算における短期借入金のうち、現金会計である他会計からの短期借入金であって、当該他会計において令和5年度決算の歳出として計上され、令和5年度決算において歳入として計上されなかったものの額
 - (イ)令和5年度決算における未払金のうち現金会計である他会計へ支出する予定のものであって、当該他会計の令和5年度決算において歳入として計上されなかったものの額
 - ⑤ 「PFI 建設事業費等 e」の欄には、令和5年度決算において貸借対照表の流動負債に計上されている民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律第2条第4項に規定する選定事業に係る経費の支出予定額のうち、公共施設又は公用施設の建設事業費及び公共用若しくは公用に供する土地又はその代替地としてあらかじめ取得する土地の購入費（当該土地に関する所有権以外の権利を取得するために要する経費を含む。）に係るものの額を記入してください。〔決算統計 該当項目なし〕
 - ⑥ 「土地前受金 f（宅造）」の欄には、宅地造成事業を行う公営企業について、令和5年度決算に計上されている土地の売払代金としての前受金の額を記入してください。〔決算統計 該当項目なし〕
- (2) 「(2)算入地方債」の欄には、建設改良費等（建設改良費及び準建設改良費（地方債に関する省令第12条及び附則第8条に規定する経費））以外の経費の財源に充てるために起こした地方債の令和5年度決算における残高から、当該地方債のうち流動負債として整理されている

ものの現在高を控除した額を、記入してください。〔【参考】決算統計 22 表 1 行 24 列+25 列〕

(3) (3)の各列については、以下のとおり計上してください。

① 「流動資産 g」の欄には、令和 5 年度決算における流動資産の額を記入してください。

(地方公営企業法施行令第 14 条において、「地方公営企業の資産は、固定資産、流動資産及び繰延資産に区分する。」とされていることに留意してください。) 〔【参考】決算統計 22 表 1 行 14 列〕(宅地造成事業の場合は〔【参考】決算統計 22 表 1 行 11 列+同 14 列〕)

② 「控除財源 h」の欄には、令和 5 年度において執行すべき事業に係る支出予算の額のうち、令和 6 年度に繰り越した事業の財源に充当することができる特定の収入で、令和 5 年度に収入された部分に相当する額を、記入してください。〔【参考】決算統計 23 表 1 行 14 列〕

③ 「控除額 i」の欄には、連結実質赤字比率の算定上、現金会計である他会計（一般会計等）との間で生じる重複額として、次の(ア)及び(イ)の合算額を、記入してください。〔決算統計 該当項目なし〕

(ア)令和 5 年度決算における短期貸付金のうち、現金会計である他会計への短期貸付金であって、当該他会計において令和 5 年度決算の歳入として計上され、令和 5 年度決算において歳出として計上されなかったものの額

(イ)令和 5 年度決算における未収金のうち現金会計である他会計から収入する予定のものであって、当該他会計の令和 5 年度決算において歳出として計上されなかったものの額

④ 「土地評価差額 j (宅造)」の欄には、宅地造成事業を行う公営企業について、「2③表 宅地造成事業に係る土地収入見込額等」における「(6)土地評価差額」が自動的に記入されます。

「土地評価差額」とは、販売を目的として所有する土地（販売用土地）のうち、①売出（＝売買契約の申込みの勧誘）を開始していない土地（未売出土地）については、貸借対照表に計上されている当該土地の価額の全額と、②売出を開始している土地については、土地収入見込額が当該土地の帳簿価格に満たない場合において、貸借対照表に計上されている当該土地の価額から土地収入見込額を控除した額との合算額をいいます。〔決算統計 該当項目なし〕

(4) 「(4)地方債残高 (宅造)」の欄には、宅地造成事業を行っている公営企業について、販売用土地の取得及び造成に係る経費（並びにこれらの経費に係る準建設改良費）の財源に充てた地方債の令和 5 年度決算における現在高から、当該地方債のうち流動負債として整理されているものの現在高を控除した額を、記入してください。〔【参考】決算統計 22 表 1 行 23 列（ただし、両列とも販売用土地の取得及び造成に係るものに限る。）〕

(5) 「(5)長期借入金 (宅造)」の欄には、宅地造成事業を行っている公営企業について、販売用土地の取得及び造成に係る経費（並びにこれらの経費に係る準建設改良費）の財源に充てるための他会計からの長期借入金の令和 5 年度決算における現在高から、当該長期借入金のうち流動負債として整理されているものの現在高を控除した額を、記入してください。〔【参考】決算統計 22 表 1 行 26 列〕

(6) 「(10)営業収益の額－受託工事収益の額」には、令和 5 年度決算の損益計算書における営業収益の額から受託工事収益の額を控除した額を、記入してください。〔【参考】決算統計 20 表 1 行 2 列－同 9 列〕

宅地造成事業のみを行う公営企業についても、地財法の資金不足比率を算定するため「(10) 営業収益の額－受託工事収益の額」を記入してください。また、指定管理者制度（利用料金制）を導入している特別会計にあつては、営業収益の額に指定管理者が収受する利用料金の額を加えることとし、当該加算された利用料金の額を「指定管理者利用料金」に記入してください。

(7) (11)の各列について、以下のとおり記入してください。なお、宅地造成事業のみを行う公営企業以外の公営企業（宅地造成事業と併せてその他の事業を行っている公営企業を含む。）については、この欄に数値を記入する必要はありません。

① 「資本＋負債 k」の欄には、令和5年度決算の貸借対照表における資本の額及び負債の額の合算額を、記入してください。〔【参考】決算統計 22 表 1 行 73 列〕

② 「PFI 建設事業費のうち流動負債に係るリース債務 1」の欄には、「2①表 法適用企業」における「(1) PFI 建設事業費等 e」のうち、リース債務に係るものの額を、記入してください。〔決算統計 該当項目なし〕

(8) 「(13)繰越欠損金」の欄には、当該特別会計の繰越欠損金の額を正の値で記入してください。繰越欠損金がない場合は、「0」と記入して下さい。

3 法非適用企業

(1) 「(1)歳出額」欄には、令和5年度決算における歳出額を記入してください。＜総費用＋資本的支出＋積立金＋前年度繰上充用金＞〔【参考】決算統計 26 表 1 行 12 列＋同 33 列＋同 58 列＋同表 2 行 1 列〕

(2) 「(2)算入地方債」の欄には、建設改良費等（建設改良費及び準建設改良費（地方債に関する省令第12条及び附則第8条に規定する経費））以外の経費の財源に充てるために起こした地方債の令和5年度決算における残高を記入してください。〔【参考】決算統計 24 表 1 行 13 列〕

(3) (3)の各列については、以下のとおり計上してください。

① 「歳入額 s」の欄には、令和5年度決算における歳入額を、記入してください。＜総収益＋資本的収入＋前年度からの繰越金＋収益的支出に充てた地方債＋収益的支出に充てた他会計借入金＞〔【参考】決算統計 26 表 1 行 1 列＋同 23 列＋同 59 列＋同表 2 行 21 列＋同 22 列〕

② 「継続費通次繰越額 t1」の欄には、令和5年度決算における継続費通次繰越額を、記入してください。〔【参考】決算統計 26 表 2 行 40 列〕

③ 「繰越明許費繰越額 t2」の欄には、令和5年度決算における繰越明許費繰越額を、記入してください。〔【参考】決算統計 26 表 2 行 41 列〕

④ 「事故繰越繰越額 t3」の欄には、令和5年度決算における事故繰越繰越額を、記入してください。〔【参考】決算統計 26 表 2 行 42 列〕

⑤ 「事業繰越額 t4」の欄には、令和5年度の歳出予算の経費のうち、諸般の事情から、令和5年度において支出負担行為をすることができず未執行となったため、不用額とし、令和6年度において新たに歳出予算に計上し執行するものについて、記入してください。

なお、令和6年3月31日までに支出負担行為はしたが、令和5年度内に支出を終わらなかったものについて、地方自治法第220条第3項の事故繰越の手続きをとらず不用額とした場合も、この事業繰越額に含めて記入してください。〔【参考】決算統計 26 表 2 行 43 列〕

⑥ 「支払繰延額 t5」の欄には、令和6年3月31日までに債務が発生したが、その支払が令和5年度においてできなかったため、令和6年度にその支払を繰り延べたものについて記入してください。〔【参考】決算統計 26表 2行 44列〕

⑦ 「未収入特定財源 t6」の欄には、継続費通次繰越、明許繰越、事故繰越、事業繰越又は支払繰延を行った場合において、当該繰越額又は繰延額のうち、令和5年度中に収入されず、令和6年度中において確実に収入が見込まれる特定財源の額を、記入してください。〔【参考】決算統計 26表 2行 3列〕

また、地財法の資金不足比率を算定するため、「未収入特定財源 t6」のうち、事業繰越及び支払繰延に係る未収入特定財源の額を「事業繰越等に係るもの t6'」に記入してください。〔【参考】決算統計 26表 2行 62列〕

(4) 「(3') 繰上充用金」の欄には、令和5年度の歳入が歳出に不足するため令和6年度の歳入を繰り上げてこれに充てた額について記入してください。〔【参考】決算統計 26表 2行 61列〕

(5) 「(3'') 土地収入見込額(宅造)」の欄には、宅地造成事業を行う公営企業について、売出を開始している土地に係る「2③表 宅地造成事業に係る土地収入見込額等」における「(5) 土地収入見込額」が自動的に記入されます。

(6) 「(4) 地方債残高(宅造)」の欄には、宅地造成事業を行う公営企業について、販売用土地の取得及び造成に要する経費の財源に充てた地方債の令和5年度決算における現在高を、記入してください。〔【参考】決算統計 24表 1行 12列～同 13列(ただし、両列とも販売用土地の取得及び造成に係るものに限る。)〕

(7) 「(5) 長期借入金(宅造)」の欄には、宅地造成事業を行う公営企業について、販売用土地の取得及び造成に要する経費の財源に充てるための他会計借入金の令和5年度決算における現在高を、記入してください。〔決算統計 該当項目なし〕

(8) 「(10) 営業収益の額－受託工事収益の額」には、令和5年度決算の損益計算書における営業収益に相当する収入の額から受託工事収益に相当する収入の額を控除した額を、記入してください。〔【参考】決算統計 26表 1行 2列～同 5列〕

宅地造成事業のみを行う公営企業についても、地財法の資金不足比率を算定するため「(10) 営業収益の額－受託工事収益の額」を記入してください。また、指定管理者制度(利用料金制)を導入している特別会計にあっては、営業収益に相当する収入の額に指定管理者が収受する利用料金の額を加えることとし、当該加算された利用料金の額を「指定管理者利用料金」に記入してください。

(9) 「(11) 資本＋負債(宅造のみ)」には、宅地造成事業のみを行っている公営企業について、次により資本の額に相当する額及び負債の額に相当する額の合算額を、記入してください。〔決算統計 該当項目なし〕

宅地造成事業のみを行う公営企業以外の公営企業(宅地造成事業と併せてその他の事業を行っている公営企業を含む。)については、この欄に数値を記入する必要はありません。

資本の額に相当する額＋負債の額に相当する額の算定方法(省令第21条)

■ A 負債の額に相当する額・・・①＋②＋③

- ①令和5年度末における公営企業の経費の財源に充てるために起こした地方債の現在高
- ②令和5年度末における公営企業の経費の財源に充てるための他会計借入金の現在高
- ③令和5年度の実質赤字額

■ B 資本の額に相当する額

次の(イ)及び(ロ)の合算額が、上記Aの額を超える場合においては、(イ)及び(ロ)の合算額からAの額を控除した額」とする。

(イ)令和5年度の実質黒字額

(ロ)令和5年度の末日における土地収入見込額

＜「(11) 資本+負債（宅造のみ）」に記入する額＞

(①+②+③) 又は ((イ)+(ロ)) のいずれか大きい額を記入

①+②+③ $\geq$ (イ)+(ロ)の場合： ①+②+③

①+②+③<(イ)+(ロ)の場合： (①+②+③) + { ((イ)+(ロ)) - (①+②+③) }

2②表 解消可能資金不足額

＜参照 省令第6条、解消可能資金不足額に関する基準等＞

※ 令第3条第1項の規定による資金の不足額が生じていない公営企業については、2②表を記入する必要はありません。なお、複数の事業を通じて一の特別会計を設けている場合には、解消可能資金不足額に関する基準等第一、2の規定に基づき特別会計を構成する資金の不足額がある事業ごとに解消可能資金不足額を算定し、合算額を記入してください（対象事業：上水道事業／簡易水道事業、交通事業）。

- 1 「(1)累積償還・償却差額方式」の欄には、累積償還・償却差額算定方式により解消可能資金不足額を算定する場合における解消可能資金不足額の金額（2②A1表により算定した金額）を記入してください。
- 2 「(2)減価償却前経常利益方式（法適）」の欄には、法適用企業が減価償却前経常利益による負債解消可能額算定方式により解消可能資金不足額を算定する場合における解消可能資金不足額の金額（2②B表により算定した金額）を記入してください。
- 3 「(3)減価償却前経常利益方式（法非適）」の欄には、法非適用企業が減価償却前経常利益による負債解消可能額算定方式により解消可能資金不足額を算定する場合における解消可能資金不足額の金額（2②C表により算定した金額）を記入してください。
- 4 「(4)個別計画策定算定方式」の欄には、下水道事業を行う公営企業が個別計画策定算定方式により解消可能資金不足額を算定する場合における解消可能資金不足額の金額（2②D表により算定した金額）を記入してください。
- 5 「(5)基礎控除額算定方式」の欄には、下水道事業を行う公営企業が基礎控除額算定方式により解消可能資金不足額を算定する場合における解消可能資金不足額の金額（2②D表により算定した金額）を記入してください。
- 6 「(6)1項の額」の欄には、(1)から(5)までの額のうち解消可能資金不足額として資金の不足額の算定に用いる額を記入してください。
- 7 「(7)2項の額」の欄には、次の金額を記入してください。
 - (1) 令和5年度において経常利益の額がある法適用企業：建設改良費又は準建設改良費以外の経費の財源に充てるために起こした地方債の現在高
 - (2) 令和5年度において経常利益に相当する額がある法非適用企業：建設改良費又は準建設改良費以外の経費の財源に充てるために起こした地方債の現在高

- (3) 上記(1)又は(2)以外の公営企業：総務大臣又は都道府県知事の同意又は許可を得て発行した建設改良費又は準建設改良費以外の経費の財源に充てるために起こした地方債の現在高
- 8 「地方債の名称」の欄には、「2項の額」に現在高を計上した地方債の名称を全て記入してください。

2②A1表（累積償還・償却差額算定方式）

<参照 省令第6条第1項第1号、解消可能資金不足額に関する基準等>

- 1 「特別会計名」の欄には、累積償還・償却差額算定方式により解消可能資金不足額を算定する全ての公営企業会計の名称を、記入してください。
- 2 累積償還・償却差額の算定に当たっては、公営企業が現に保有する施設のうち減価償却及び元金償還を終えたもの以外のものに係る元金償還金の合計額又は減価償却費の合計額をもって算定を行っても差し支えありません。

ただし、その場合においても、資本費平準化債（建設改良費に準ずる経費として地方債に関する省令（平成18年総務省令54号）第12条第2号及び第4号に規定する経費の財源に充てるために起こした地方債。利払いに係る平準化債を含まない。）については、令和5年度までの元金償還金又は発行額を、それぞれ算定に含める必要があることに留意が必要です。

- 3 「累積元金償還金(1)」の欄には、「建設改良費分 a」の額及び「資本費平準化債 b」の額の合算額として、令和5年度までに公営企業に係る特別会計において償還した地方債の元金（繰上償還に伴う借換えに係る一時償還金及び借換え債収入をもって償還する借換え時の一時償還金を除く。）の累積額を、記入してください。（自動計算）

- (1) 「建設改良費分 a」の欄には、令和5年度までに公営企業に係る特別会計において償還した地方債の累積償還額のうち建設改良費の財源に充てるために起こした地方債の元金に係るもの（繰上償還に伴う借換えに係る一時償還金及び借換え債収入をもって償還する借換え時の一時償還金を除き、借換え債の償還金（元金）を含む。）の額を、記入してください。〔決算統計 該当項目なし〕

※ この場合、算入される元金償還金の額は、累積償還・償却差額の趣旨から減価償却費に対応した額に限られ、減価償却を行わないもの（例：土地や、減損処理を行った施設のうち減価償却されなくなった部分）の累積償還額については控除して記載する必要があることに留意してください。

※ 利払いに係る地方債（利払いに係る資本費平準化債、資本費負担緩和債、地下鉄事業特例債等）の元金償還金の額は含まれないので、留意してください。

※ 病院特例債は「元金償還金の額」及び「準元金償還金の額」から控除してください。

- (2) 「資本費平準化債 b」の欄には、令和5年度までに公営企業に係る特別会計において償還した地方債の累積償還額のうち資本費平準化債（建設改良費に準ずる経費として地方債に関する省令第12条第2号及び第4号に規定する経費の財源に充てるために起こした地方債。利払いに係る平準化債を含まない。）に係るものの額を、記入してください。
- 4 「累積減価償却費(2)」の欄には、令和5年度までに公営企業に係る特別会計において行った減価償却の累積額を、記入してください。

なお、法非適用企業であっても、施設ごとに耐用年数に応じた減価償却費を算定して、累計額を計上してください。この場合、下水道事業及び簡易水道事業については、各年度の建設改良費の財源に充てた地方債の発行額を、下水道事業は45年間、簡易水道事業は40年間で定額法によ

り減価償却しているものとして別記様式により減価償却費の累計額を算出することができるものとします。（別紙算定シート参照）

- 5 「平準化債発行済額(3)」の欄には、令和5年度までに元金償還金と減価償却費の差に対して発行した資本費平準化債の累計額を、記入してください。
- 6 「累積企業債利息(5)」の欄には、令和5年度までの企業債利息の累計額（利払いに係る資本費平準化債、資本費負担緩和債、地下鉄事業特例債等の収入をもって支払う額を除く。）を、記入してください。〔決算統計 該当項目なし〕
- 7 「うち元利償還金に対する繰入額(7)」の欄には、2②A2表により算定した累積元利償還金に対する繰入金の額を記入してください。（2②A2表参照）

2②A2表

元利償還金に対する繰入金の累計額＝累積元利償還金の額× $\frac{A}{B}$ [*]
A：実質公債費比率の算定において用いる当該特別会計に係る準元利償還金（地方財政法施行令第12条第2号に規定するものに限る。）の額
B：当該特別会計に係る地方債の元利償還金の額
<u>* （A/B）の値については、令和5年度前において地方債の元利償還金がある直近の年度以前三年度の平均値又は令和5年度前において地方債の元利償還金がある直近の年度の値のいずれか大きい値を用いる。</u>

※ 以下、令和5年度において元利償還金がない特別会計については、令和3年度から令和5年度ではなく、元利償還金がある直近の年度以前三年度について記載してください。

- 1 令和3年度から令和5年度までの「元利償還金の額」の欄には、各年度における元利償還金の額（繰上償還に係るもの、借換債及び資本費平準化債を財源として償還を行ったもの並びに利払いに係る資本費平準化債、資本費負担緩和債及び地下鉄事業特例債を財源として償還を行ったものを除く。）を、記入してください。
- 2 令和3年度から令和5年度までの「準元利償還金の額」の欄には、各年度における準元利償還金の額（実質公債費比率の算定において用いる当該特別会計に係る準元利償還金（地方財政法施行令第12条第2号に規定するものに限る。）の額）を、記入してください。
- 3 「累積元利償還額F」には、2②A1表の「累積元利償還額(6)」の欄に記入した金額を、記入してください。

2②B表（減価償却前経常利益による負債解消可能額算定方式 法適用企業）

<参照 省令第6条第1項第2号、解消可能資金不足額に関する基準等>

- 1 「特別会計名」の欄には、減価償却前経常利益による負債解消可能額算定方式により解消可能資金不足額を算定するすべての法適用企業会計の名称を、記入してください。
- 2 「A」のうち「流動負債 a1」の欄には、令和5年度決算において貸借対照表に計上されている流動負債の額を、記入してください。〔【参考】決算統計 22表 1行 31列〕
- 3 「A」のうち「控除企業債等 a2」の欄には、令和5年度決算において貸借対照表の流動負債に計上されている企業債及び他の会計からの長期借入金で、建設改良費等に充てるためのものの額を、記入してください。〔【参考】決算統計 22表 1行 32列＋同 34列〕

- 4 「A」のうち「控除未払金等 a3」の欄には、令和5年度決算において貸借対照表に計上されている一時借入金及び未払金のうち、建設改良費に係るものであって、その支払財源に充てるために令和6年度において地方債を起こすこととしているもの又は他の会計からの長期借入金をすることとしているものの額を、記入してください。〔決算統計 該当項目なし〕
- 5 「A」のうち「PFI 建設事業費等 a4」の欄には、令和5年度決算において貸借対照表の流動負債に計上されている民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律第2条第4項に規定する選定事業に係る経費の支出のうち、公共施設又は公用施設の建設事業費及び公共用若しくは公用に供する土地又はその代替地としてあらかじめ取得する土地の購入費（当該土地に関する所有権以外の権利を取得するために要する経費を含む。）に係るものの額を記入してください。〔決算統計 該当項目なし〕
- 6 「B」のうち「固定負債 b1」の欄には、令和5年度決算において貸借対照表に計上されている固定負債の額を、記入してください。〔【参考】決算統計 22 表 1 行 22 列〕
- 7 「B」のうち「流動負債 b2」の欄には、令和5年度決算において貸借対照表に計上されている流動負債の額を、記入してください。〔【参考】決算統計 22 表 1 行 31 列〕
- 8 「C」のうち「経常利益の額 c1」の欄には、令和5年度決算において損益計算書に計上されている経常利益の額を、記入してください。（【参考】決算統計 20 表 1 行 46 列）
- 9 「C」のうち「繰延運営権対価収益 c2」の欄には、令和5年度決算において損益計算書に計上されている繰延運営権対価収益の額を、記入してください。（【参考】決算統計 20 表 1 行 10 列）
- 10 「C」のうち「運営権者更新投資収益 c3」の欄には、令和5年度決算において損益計算書に計上されている運営権者更新投資収益の額を、記入してください。（【参考】決算統計 20 表 1 行 11 列）
- 11 「C」のうち、「長期前受金戻入 c4」の欄には、令和5年度決算において損益計算書に計上されている長期前受金戻入と資本費繰入収益の額を、記入してください。（【参考】決算統計 20 表 1 行 22 列+23 列）
- 12 「C」のうち「減価償却費の額 c5」の欄には、令和5年度決算において損益計算書に計上されている減価償却費の額を、記入してください。（【参考】決算統計 20 表 1 行 35 列）
- 13 「D 残存耐用年数相当年数」の欄には、次の事業の区分に従って、各区分の年数を、記入してください。

主に路面交通事業を営む鉄道事業又は軌道事業・・・25 年

主に地下鉄事業、新交通システム事業を営む鉄道事業又は軌道事業・・・45 年

下水道事業・・・45 年

2②C表（減価償却前経常利益による負債解消可能額算定方式、法非適用企業）

<参照 省令第6条第1項第3号、解消可能資金不足額に関する基準等>

- 1 「特別会計名」の欄には、減価償却前経常利益による負債解消可能額算定方式により解消可能資金不足額を算定するすべての法非適用企業会計の名称を記入してください。
※ 対象事業は下水道事業のみであることに留意してください。
- 2 「A」のうち「事業繰越額 t4」から「繰上充用金（3'）」までの欄には、算定要領2①表の3(3)の⑤から⑦及び(4)を参考に記入してください。
- 3 「B 地方債の現在高」の欄には、令和5年度決算における公営企業に係る地方債の現在高（他の会計からの長期借入金の現在高を含む。）を、記入してください。〔決算統計 該当項目なし〕

- 4 「C」の「c1」から「c4」までの欄には、それぞれ令和5年度における営業収益の額、営業外収益の額、営業費用の額、営業外費用の額に相当する額を、記入してください。〔【参考】決算統計 26表 1行 2列、同7列、同13列、同17列〕
- 5 「D残存耐用年数相当年数」の欄には、45年と自動表示されます。

2②D表（個別計画策定算定方式／基礎控除額算定方式）

<参照 省令第6条第1項第4号・第5号、解消可能資金不足額に関する基準等>

1 個別計画策定算定方式

- (1) 「特別会計名」の欄には、個別計画策定算定方式により解消可能資金不足額を算定する公営企業会計の名称を、記入してください。

※ 対象事業は供用開始後15年以内の下水道事業のみであることに留意してください。

- (2) 「資金不足額(A)」及び「元利償還金の額(B)」の欄には、経営計画（別紙）から引用して、記入してください。
- (3) 「経常損益」の欄には、経営計画上の営業収益の額及び営業外収益の額の合算額から営業費用の額及び営業外費用の額の合算額を控除した額を、記入してください。
- (4) 「令和5年度決算における資金不足額」の欄には、令和5年度の資金の不足額（解消可能資金不足額を控除する前の額）を、記入してください。

2 基礎控除額算定方式

- (1) 「特別会計名」の欄には、基礎控除額算定方式により解消可能資金不足額を算定する公営企業会計の名称を、記入してください。

※ 対象事業は供用開始後15年以内の下水道事業のみであることに留意してください。

- (2) 「支払利息の額」の欄には、各年度の支払利息の額の実績値を、記入してください。（令和6年度以降の欄は空欄としてください。）
- (3) 「平準化債発行額」の欄には、各年度に発行した未利用施設の利払い額を算定基礎とする平準化債の額（実績値）を、記入してください。（令和6年度以降の欄は空欄としてください。）
- (4) 「償還償却差額」の欄には、累積償還・償却差額算定方式により算定した解消可能資金不足額を、記入してください。

2③表 宅地造成事業に係る土地収入見込額等

「2③表 宅地造成事業に係る土地収入見込額等」の各欄には、2③A表における特別会計ごとの合計値を転記してください。（2③A表参照）

2③A表 宅地造成事業に係る土地収入見込額等

<参照 政令第3条第1項第2号・第4号／第4条第2号・第4号、省令第4条／第9条第2号・第4号、販売用土地の評価に関する基準>

- 1 「特別会計名」の欄には、宅地造成事業を行う（販売用土地を保有している）すべての公営企業会計の名称を記入してください。
- 2 「法・非」の欄には、法適用企業にあつては「法適」を、法非適用企業にあつては「非適」を選択してください。

- 3 「売・未」の欄には、売出土地については「売出」を、未売出土地については「未売出」を選択してください。
- 4 「土地の名称等」の欄には、土地収入見込額又は土地評価差額を算定するための一団の土地の名称を記入してください（複数の区画の土地について、必要に応じてまとめて記入することも差し支えありません。）。
- 5 「評価方法」の欄には、「時価評価額(1)」の欄の金額が、省令第4条第2項に規定する時価による評価方法のうち、いずれにより算定したものであるかを次の凡例により記入してください。
- ・ 販売見込額による評価（省令第4条第2項第1号）：販売見込
 - ・ 不動産鑑定士による鑑定評価（省令第4条第2項第2号）：鑑定評価
 - ・ 不動産鑑定士による鑑定評価を調整（省令第4条第2項第3号）：鑑定調整
 - ・ 公示地価を調整（省令第4条第2項第4号）：公示地価
 - ・ 基準地価を調整（省令第4条第2項第5号）：基準地価
 - ・ 固定資産税評価額を調整（省令第4条第2項第6号）：固定資産
 - ・ 相続税評価額を調整（省令第4条第2項第7号）：相続路線
- 6 「時価評価額(1)」の欄には、販売用土地について、省令第4条第2項に規定する評価を行った金額を記入してください。（未売出土地については、(i)完成後の販売見込額（注）又は(ii)当該未売出土地の近傍類似の土地の価格の変動を勘案して帳簿価格を加減した額のいずれかの額を記入してください。なお、(ii)の場合、造成販売経費等見込額を「0」として差し支えありません。）
- （注）「未売出土地の完成後の販売見込額」は、販売予定価格又は省令第4条第2項第2号から第7号のうちいずれかによる評価の方法により評価を行った価額のいずれかとしてください。
- 7 「販売経費等見込額（造成販売経費等見込額）(2)」の欄には、完成土地についてはその販売に要する経費の見込額を、未売出土地についてはその造成及び販売に要する経費の見込額を、それぞれ記入してください。（「時価評価額(1)」の欄に記入があるときには、必ず記入してください。なお、未売出土地であって、「時価評価額(1)」に上記括弧書きの(ii)の額を記入した場合については、造成販売経費等見込額を「0」として差し支えありません。）
- 8 「帳簿価額(4)」の欄には、販売用土地に係る帳簿価額を記入してください。（「時価評価額(1)」の欄に記入があるときには、必ず記入してください。）

法非適用企業の「帳簿価額」については、当該宅地に要した金額の合計をいい、用地費、造成費、利子、販売促進費、人件費などその造成に要した費用の合計により算出してください。「帳簿」等がない場合であっても、数値を記入してください。

（参考）

省令第4条第2項に規定する販売用土地の評価方法

※「地方公共団体の財政の健全化に関する法律施行規則第4条第2項の規定に基づく販売用土地の評価に関する基準（平成20年3月31日総務大臣告示第189号）」を参照してください。

- 販売見込額による評価（省令第4条第2項第1号）：販売見込
(1) 売買契約の申込みの勧誘を開始した後1年未満の販売用土地

：当初販売公表価格（売買契約の申込みの勧誘を開始した時に販売価格として公表された金額）

(2) 売買契約の申込みの勧誘を開始した後 1 年以上を経過した販売用土地

$$A \times (1 - B)^{n-1}$$

A：令和 5 年度の末日における当該土地の当初販売公表価格

B：当該土地の近傍類似の土地に係る価格の変動を勘案して、0.1 以上で地方公共団体が定める値

n：当該土地に係る売買契約の申込みの勧誘を開始した日の属する年度を初年度とする経過年数

- 令和 5 年度において当初販売公表価格により売却された販売用土地と同一の販売区域に属する販売用土地であって、当該売却された販売用土地と同年度に当初販売公表価格を設定したものに係る販売見込額は、(1) 及び (2) にかかわらず、当該販売用土地の当初販売公表価格とすることができます。
- 販売公表価格を更新した場合は、当該更新後の販売公表価格について準用します。

■ 不動産鑑定士による鑑定評価（省令第 4 条第 2 項第 2 号）：鑑定評価

■ 不動産鑑定士による鑑定評価を調整（省令第 4 条第 2 項第 3 号）：鑑定調整

$$\text{鑑定評価額} \times \text{時点修正率}$$

- ここでの「時点修正率」とは、①販売用土地の近隣地域又は同一需給圏内の類似地域に存する標準地に係る地価公示価格の変動、②販売用土地の近隣地域又は同一需給圏内の類似地域に存する基準地に係る基準地価格の変動、③販売用土地の相続税路線価の変動、④販売用土地の固定資産税路線価の変動若しくは⑤販売用土地の固定資産税評価額の変動又は⑥固定資産評価額の下落修正率を勘案して、土地の価格判定の基準日における価格を時価による評価を行う日における価格に修正するために地方公共団体において合理的に設定した乗率をいいます。

■ 公示価格を調整（省令第 4 条第 2 項第 4 号）：公示地価

$$\text{前年度における標準地の公示価格}$$

$$\times (\text{対象土地の路線価} / \text{標準地の路線価})$$

$$\times \text{価格形成要因の修正率} \times \text{時点修正率}$$

- 価格形成要因の修正率は、標準地の価格形成要因と対象土地の価格形成要因をそれぞれ勘案し、相互に比較して合理的に算定した乗率をいいます。

$$\text{価格形成要因の修正率} = (\text{対象土地の価格形成要因}) / (\text{標準地の価格形成要因})$$

■ 基準地価格を調整（省令第4条第2項第5号）：基準地価

➤ 「公示価格」と同様です。

■ 固定資産税評価額を調整（省令第4条第2項第6号）：固定資産

$$\boxed{(\text{固定資産税評価額} \div 0.7) \times \text{時点修正率}}$$

➤ ここでの「固定資産税評価額」は、令和5年度の末日における土地課税台帳又は土地補充課税台帳に記載された価格をいいます。

➤ 宅地以外の土地にあつては、乗率「0.7」で割り戻さないこととします。

■ 相続税評価額を調整（省令第4条第2項第7号）：相続路線

$$\boxed{(\text{相続税評価額} \div 0.8) \times \text{時点修正率}}$$

➤ ここでの「相続税評価額」は、路線価方式に基づいて算定した額又は固定資産税評価額に倍率方式の倍率を乗じた額をいいます。

4②③表 一般会計等以外の特別会計に係る

地方債の償還に充てるための一般会計等からの繰入れ見込額

＜参照 健全化法第2条第4号ハ、省令第9条、一般会計等以外の特別会計に係る地方債の償還に充てるための一般会計等からの繰入れ見込額を算定するための基準、販売用土地の評価に関する基準＞

※ 組合、財産区及び地方開発事業団にあつては記入不要です。

1 宅地造成事業以外の事業

※ 一般会計等以外の特別会計（宅地造成事業を行っている（＝販売用土地を保有している）ものを除く。）にあつては、以下のとおり記入してください。他の事業と併せて宅地造成事業を行う公営企業に係る特別会計にあつては、宅地造成事業以外の事業に係る部分について以下の例により記入してください。

- (1) 「元金償還金の有無」の欄は、リストから各特別会計に係る地方債の令和5年度における元金償還金の有無を選択してください。
- (2) 「経常利益」の欄は、リストから経常利益の額（法適用企業）又は経常利益に相当する額（法非適用企業）の有無を選択してください。
- (3) 「(1) 準元金/元金（3か年平均）」の欄には、令和3年度から令和5年度までの各年度における（準元金償還金/元金償還金）の値の平均値（4②③A表により算定した値）を記入してください。令和5年度において元金償還金がない特別会計にあつては記入不要です。
- (4) 「(2) 元金の残高（指定地方債を除く。）」の欄には、令和5年度の末日における各特別会計の地方債の現在高（資本費平準化債等の現在高を含む。）を記入してください（公立病院特例債の現在高を除く。）。令和5年度において元金償還金がない特別会計にあつては記入不要です。

- (5) 「(4)計画額」の欄には、以下のとおり繰入計画額（事業計画等において予定された元金償還の財源に充てるための一般会計等からの繰入金の令和6年度以降の総額）を記入してください。
- ① 公営企業に係る特別会計（令和5年度における元金償還金がないものを除く。）：公立病院特例債の繰入計画額
- ② 令和5年度において元金償還金がない特別会計：当該特別会計に係る地方債の繰入計画額
- (6) 「(5)繰出基準額」の欄には、各年度の繰出基準（令和5年度にあつては、令和5年4月3日付け総財公第28号総務副大臣通知。）に従って算出した一般会計等からの繰入れによる収入をもって償還すべき地方債の現在高（4②③B表により算定した金額）を記入してください。

4②③A表

- (1) 「特別会計名」の欄には、一般会計等以外の特別会計（宅地造成事業のみを行うもの及び令和5年度における元金償還金がないものを除く。）の名称を記入してください。「特別会計名」の欄が足りない場合には、4②③A表のシートのコピーを新たに作成して記入してください。
- (2) 「(1)準元利償還金」の欄には、各特別会計における各年度の準元利償還金の額（実質公債費比率の算定において用いる当該特別会計に係る準元利償還金（地方財政法施行令第12条第2号に規定するものに限る。）の額）を記入してください。
- (3) 「(2)元利償還金」の欄には、各特別会計における各年度の元利償還金の額（繰上償還に係るもの、借換債及び資本費平準化債を財源として償還を行ったもの並びに利払いに係る資本費平準化債、資本費負担緩和債及び地下鉄事業特例債を財源として償還を行ったものを除く。）を記入してください。
- (4) 「(4)元金償還金」の欄には、各特別会計における各年度の元金償還金の額（繰上償還に係るもの、借換債及び資本費平準化債を財源として償還を行ったものを除く。）を記入してください。
- (5) 「(6)準元金償還金（指定地方債を除く。）」の欄には、各特別会計における各年度の準元金償還金の額（一般会計等からの繰入れのうち、各特別会計に係る元金償還金（繰上償還に係るもの、借換債及び資本費平準化債を財源として償還を行ったものを除く。）に充てたと認められるものの額。）を記入してください（公立病院特例債の準元金償還金の額（公立病院特例債の償還計画において予定された公立病院特例債の元金償還の財源に充てるための一般会計等からの繰入額）を除く。）。
- (6) 「(7)元金償還金（指定地方債を除く。）」の欄には、各特別会計における各年度の元金償還金の額（繰上償還に係るもの、借換債及び資本費平準化債を財源として償還を行ったものを除く。）を記入してください（公立病院特例債の元金償還金の額を除く。）。

2 宅地造成事業（法適用企業）

※ 宅地造成事業のみを行う法適用企業に係る特別会計にあつては、以下のとおり記入してください。他の事業と併せて宅地造成事業を行う法適用企業に係る特別会計にあつては、宅地造成事業に係る部分について以下の例により記入してください。

- (1) 「A」の欄の各列について、以下のとおり記入してください（様式上のA～Fは、省令第9条第3号の算式の符号と一致。）。

- ① 「固定負債」の欄には、令和5年度決算における固定負債の額を記入してください。
[【参考】決算統計 22表 1行 22列]
- ② 「流動負債」の欄には、令和5年度決算における流動負債の額を記入してください。
[【参考】決算統計 22表 1行 31列]
- ③ 「他会計借入金（控除）」の欄には、令和5年度決算における一般会計又は他の特別会計から長期の貸付けを受けた金額を記入してください。
- (2) 「B」の各列について、以下のとおり記入してください。
- ① 「令3条1項2号イ」の欄には、2①表「(1)」により算定した額を記入してください。
- ② 「令3条1項2号ロ」の欄には、2①表「(2)算入地方債」の額を記入してください。
- (3) 「C」の各列について、以下のとおり記入してください。
- ① 「流動資産」の欄には令和5年度決算における流動資産の額を記入してください。（地方公営企業法施行令第14条において、「地方公営企業の資産は、固定資産、流動資産及び繰延資産に区分する。」とされていることに留意してください。）[【参考】決算統計 22表 1行 11列+14列]
- ② 「固定資産」の欄には、令和5年度決算における固定資産の額を記入してください。
[【参考】決算統計 22表 1行 1列]
- ③ 「繰延資産」の欄には、令和5年度決算における繰延資産の額を記入してください。
[【参考】決算統計 22表 1行 20列]
- (4) 「D」の欄には、本表の「C流動資産」の額から、2①表「(3)控除財源 h」及び「(3)控除額 i」の合算額を控除した額を記入してください。
- (5) 「E未売出土地収入見込額」の欄には、
- ① (i)販売を目的として所有する土地であって売買契約の申込みの勧誘を行っていないもの（未売出土地）の完成後の販売見込額（注）から、当該未売出土地の造成販売経費等見込額（造成及び販売に要する経費等の見込額の合計額）を控除した額、
又は(ii)当該未売出土地の近傍類似の土地の価格の変動を勘案して帳簿価格を加減した額のいずれかの額と
- ② 当該未売出土地の帳簿価額
を比較し、いずれか少ない額を記入してください。
- （注）「未売出土地の完成後の販売見込額」は、販売予定価格又は省令第4条第2項第2号から第7号のうちいずれかによる評価の方法により評価を行った価額のいずれかとしてください。
- （注）①(i)の方法により未売出土地収入見込額を算定する場合には、造成販売経費等見込額を控除する必要があることに留意してください。
- (6) 「F控除額」の欄は、宅地造成事業を行う特別会計において、資金の剰余額の算定に当たって控除された額がある場合において、当該額を将来負担額から控除するものです。
具体的には、以下の算式①により算出した額を記入してください。
- 算式①（※ 2①表「法適用企業」(1)、(2)及び(3)を参照。）
- イー（ロ＋ハ）
- イ＝「流動資産」－（「控除財源」＋「控除額」＋「土地評価差額」）
- ロ＝「流動負債」－（「控除企業債等」＋「控除未払金等」＋「控除額」＋「PFI建設事業費等」＋「土地前受金」）
- ハ＝「算入地方債」
- （注1）算式①により算出した額がマイナスとなる場合は「0」を記入してください。

(注2) 算式①により算出した額が以下の算式②により算出した額を超える場合は、算式②により算出した額を記入してください。

○算式② (※ 2①表「法適用企業」(4)及び(5)を参照。)

「令和5年度決算における土地造成等経費(注3)の財源に充てるために起こした地方債の現在高から、当該地方債のうち流動負債として整理されているものの現在高を控除した額」

+ 「令和5年度決算における土地造成等経費の財源に充てるための他会計からの長期借入金の現在高から、当該長期借入金のうち流動負債として整理されているものの現在高を控除した額」

(注3) 土地造成等経費：販売を目的とする土地の取得及び造成に係る経費並びにこれに準ずる経費(省令第7条参照)

3 宅地造成事業(法非適用企業)

※ 宅地造成事業のみを行う法非適用企業に係る特別会計にあつては、以下のとおり記入してください。他の事業と併せて宅地造成事業を行う法非適用企業に係る特別会計にあつては、宅地造成事業に係る部分について以下の例により記入してください。

(1) 「A 地方債現在高」の欄には、令和5年度末における特別会計の地方債(建設又は改良に要する経費の財源に充てるために発行した地方債)の現在高を記入してください(様式上のA～Dは、省令第9条第5号の算式の符号と一致。)

(2) 「B 未売出土地収入見込額」の欄には、

① (i) 販売を目的として所有する土地であつて売買契約の申込みの勧誘を行っていないもの(未売出土地)の完成後の販売見込額(注)から、当該未売出土地の造成販売経費等見込額(造成及び販売に要する経費等の見込額)の合計額を控除した額、

又は(ii) 当該未売出土地の近傍類似の土地の価格の変動を勘案して帳簿価格を加減した額のいずれかの額と

② 当該未売出土地の帳簿価額

を比較し、いずれか少ない額を記入してください。

(注) 「未売出土地の完成後の販売見込額」は、販売予定価格又は省令第4条第2項第2号から第7号のうちいずれかによる評価の方法により評価を行った価額のいずれかとしてください。

(注) ①(i)の方法により未売出土地収入見込額を算定する場合には、造成販売経費等見込額を控除する必要があることに留意してください。

(3) 「C 固定資産」の欄には、令和5年度決算における地方公営企業法施行令第14条に規定する固定資産の額に相当する額を記入してください。

(4) 「D 控除額」の欄は、宅地造成事業を行う特別会計において資金の剰余額の算定に当たって控除された額がある場合において、当該額を将来負担額から控除するものです。

具体的には、以下の算式①により算出した額を記入してください。

○算式① (※ 2①表「法非適用企業」(1)、(2)、(3)及び(3')を参照。)

(イ+ロ) - (ハ+ニ)

イ = 「歳入額」(繰り越して使用する経費に係る歳出の財源に充てるために繰り越すべき金額を除く。)

ロ = 「土地収入見込額」

ハ = 「歳出額」

ニ＝「算入地方債」

(注1) 算式①により算出した額がマイナスとなる場合は「0」を記入してください。

(注2) 算式①により算出した額が以下の算式②により算出した額を超える場合は、算式②により算出した額を記入してください。

○算式② (※ 2①表「法非適用企業・宅地造成」(4)及び(5)を参照。)

「令和5年度決算における土地造成等経費(注3)の財源に充てるために起こした地方債の現在高」

＋「令和5年度決算における土地造成等経費の財源に充てるための他会計からの長期借入金の現在高」

(注3) 土地造成等経費：販売を目的とする土地の取得及び造成に係る経費並びにこれに準ずる経費(省令第7条参照)

- 4 「(8)他会計への貸付金」の欄には、公営企業に設けられた基金から他会計への貸付金がある場合において、令和5年度末における当該貸付金の現在高を記入してください。